

滋賀のアーカイブズ

2024.03
No.15

《第2回県史編さんだより》

- ・【編集会議通信】令和5年度編集会議の概要……………P.2
- ・【事務局だより】研究誌『滋賀県史研究』の刊行……………P.3
- ・【事務局だより】県幹部職員一覧（明治期編）の公開……………P.3
- ・【湖国こぼれ話⑧】県史編さんと新聞……………P.4～5
- ・【資料紹介⑫】県政百周年事業関係文書……………P.6
- ・【資料紹介⑬】社会事業団体関係文書……………P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス……………P.8

ISSN 2435-8223



『SHIGA 100 滋賀県政百年記念』

令和5年度編集会議の概要

令和五年（二〇二三年）度の編集会議は、全五回開催しました。以下はその主な内容です。

1 編さんスケジュールの検討

県史編さん大綱で定めた一五年間の編さん計画の詳細を検討しました。特に最初に刊行される「通史編戦前」（令和八年度刊）の原稿〆切や、部会長の役割、事務局の編集作業の進め方等を確認しています。

2 県史の体裁・分担割合等の確認

当面取り組むことになる資料編を中心に、県史の体裁を確認しました。①高校生でも読むことのできるわかりやすい表現を心がける、②資料の解説を充実させる、③原文が片仮名の資料は平仮名とする等、主に読み手を意識した内容となっています。

県史の分担割合は、通史編・資料編ともに、①政治・行政…二五％、②産業・経済…二〇％、③社会・福祉…二〇％、④環境・琵琶湖…一〇％、⑤教育・文化・民俗…二五％と確認されました。

3 仮目次の作成

今年度の最大の目標が「通史編戦前」の仮目次の作成でした。三回にわたって、各部会長が担当分野に関する時期区分と扱う項目に関する報告を行い、県史全体の仮目次を検討しました。その際、一般的な通史を

念頭に置きつつも、あくまで本県に即した時期区分であるという点を重視しました。本格的な調査は始まったばかりですが、これまでの自治体史や先行研究等の成果を踏まえて、どのようなまとまりで県史を区分するのが適切であるのか検討しました。

「一八七八年」（県会の開始）や「一九一八年」（本格的政党内閣の成立）で区分することは、当初から委員全員の合意が得られましたが、①「一八八八年」（郡制・府県制施行）と「一九〇七年」（政友会系県政の開始）、②「一九三二年」（政党系知事の終焉）と「一九三七年」（総力戦体制の本格化）は、いずれを画期ととらえるべきか、慎重に検討されることになりました。数度にわたる協議を経て、いずれも制度より実態の変化が重視されることになり、それぞれ「一九〇七年」と「一九三七年」が採用されました。

今年度最後となる第五回会議では、県史の大枠となる時期区分とその仮タイトル（本文の「部」に相当が、左記のように決定されました。

- ①明治維新と近代化の始まり「一八六八―七八年」
- ②立憲国家の形成と本格的近代化「一八七八―一九〇七年」
- ③日露戦争後の新事業から経済成長へ「一九〇七―一八年」
- ④第一次世界大戦後の発展と問題発生への対応「一九一八―三七年」
- ⑤アジア・太平洋戦争下の停滞「一九三七―四五年」

令和六年度は、これらの区分ごとに資料編の掲載資料の選定を具体的に進めていく予定です。ぜひご期待ください。

（大月英雄）

令和5年度編集会議一覧

回	日 時	主 な 議 題
1	2023.5.14	(1) 県史編さんスケジュール (2) 県史の体裁、各分野の分担割合について (3) 情報発信事業について
2	2023.7.23	(1) 資料編の時期区分および扱う項目（政治・行政（戦前）部会）
3	2023.10.1	(1) 資料編の時期区分および扱う項目（①教育・文化・民俗部会、②産業・経済部会） (2) 『目で見る滋賀県の150年』の位置づけ (3) 研究誌『滋賀県史研究』の編集要綱等
4	2023.11.19	(1) 資料編の時期区分および扱う項目（①社会・福祉部会、②環境・琵琶湖、③最終協議） (2) 編さんスケジュールの修正案について (3) 令和6年度の編集会議について
5	2024.2.12	(1) 資料編の仮目次案について (2) 令和6年度の情報発信

【事務局日より】

研究誌『滋賀県史研究』の刊行

令和六年（二〇二四年）度から、当館では新たに研究誌『滋賀県史研究』を刊行いたします。同誌は、本県の近現代史に関する研究成果を公表し、県史の水準の向上と地域史研究の進展に資することを目的としています。県史の執筆委員や当館職員のほか、広く一般の皆様からも投稿を募りますので、ぜひ積極的にご応募ください。

《投稿要領》

（１）投稿できる者の範囲

投稿する者の国籍、年齢、学歴、所属を問いません。

（２）原稿の種類と分量

①論文……………二万四〇〇〇字以内

②研究ノート……………一万六〇〇〇字以内

③資料紹介……………一万六〇〇〇字以内

④書評・報告等……………六〇〇〇字以内

*図表や写真等は、いずれの原稿においても字数に含めて計算し、全体の二割以内に収めてください。

（３）投稿の方法

投稿は随時受け付けます。本紙奥付の住所に電子媒体と紙に出力した原稿一部、および左記の必要事項を記した申し込み用紙（書式は任意）を送ってください。なお、投稿に用いられた原稿は返却いたしませんので、

ご注意ください。原稿のペ切は毎年九月末日とします。

【必要事項】

①投稿者の氏名

②投稿者の所属・肩書

③投稿者の住所および連絡先

（電話番号およびメールアドレス）

④投稿原稿の種類（論文・研究ノート等）

⑤原稿の題名（和文および英文）

（４）投稿原稿の審査

投稿された原稿の採否は、編集会議（編集委員長・伊藤之雄氏）において審査し、決定します。なお、編集会議が認めた場合は、論文内容の表現の修正、および原稿の種類の変更を依頼する場合があります。

（５）著作権等について

『滋賀県史研究』に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属します。ただし、本誌の増刷および電子化等の二次利用については、編集会議の判断に従うものとします。

（６）謝礼等について

刊行時に、抜き刷りを二〇部贈呈します。投稿された原稿には、原則として原稿料は支払いません。

*その他、執筆にあたっての詳しい凡例は、当館ウェブサイト内の『滋賀県史研究』執筆要領をご覧ください。

（大月英雄）

【事務局日より】

県幹部職員一覧（明治期編）の公開

県史編さんに関する調査研究の一環として、歴代の県幹部職員一覧を作成しています。令和五年（二〇二三年）度は、明治元年（一八六八年）～四十四年分をとりまとめましたので、お知らせいたします。

今回作成したリストは、各年度の県幹部職員（判任官以上）を一覧にしたもので、「知事」「内務部長」等の役職ごとにとりまとめられています。典拠として主に利用した資料は、『職員録』（国立国会図書館蔵）です。明治十九年に内閣官報局が官報の付録として発刊したもので、現在まで続く中央・地方官庁職員の人名録となっています。

本リストからは、正確な任用期間をたどることはできませんが、ある時期の職員名を手軽に調べることが可能です。当館ウェブサイトからダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

（大月英雄）

『職員録』明治 19 年 乙

【湖国】ぼれ話⑧ 県史編さんと新聞

令和五年（二〇二三年）度から開始した県史編さん事業は、滋賀県が誕生した明治五年（一八七二年）から令和四年までの一五〇年間を主な対象期間としています。本事業において、材料となる史料の収集は大変重要であり、当館ではまず『京都新聞』およびその前身にあたる新聞を中心に滋賀県に関わる記事を収集しています。本コーナーでは、数ある新聞の中から、なぜ『京都新聞』を収集しているのか、その理由の一端をご紹介します。

1 「県紙」のない県？

日本で、初めて自国の言葉で出された日刊新聞は、明治三年創刊の『横浜毎日新聞』です。その後、全国へと広がって各地に新聞社が生まれますが、戦時中、企業の戦時統合の一環として複数の庁府県をまたぐ「ブロック紙」以外は、地域で一社だけに統合されます。こうした影響もあって、現在も基本的には各都道府県にその地域を代表する新聞社が存在します。しかし現在の滋賀県には、「県紙」といえるほどのシェアをもつ地元新聞社はなく、日本新聞協会の構成員に地元新聞社がないのは滋賀県のみとなっています。

元滋賀新聞編集局長の木村緑生は、滋賀県は西に京都・大阪、東に名古屋があるため、都市部の大新聞に太刀打ちできなかったと記していますが、こうした事情もあつたことといえるでしょう。

2 戦前・戦後の湖国の新聞社

ここで簡単に滋賀県下の新聞の歴史を振りかえってみましょう。滋賀県最初期の新聞は、明治五年十月に創刊された『滋賀新聞』と翌年三月創刊の『琵琶湖新聞』です。後者は明治十二年に廃刊します。前者は比較的長く続き、明治十一年四月に『淡海時報』と変わり、滋賀県初の日刊新聞紙となり、明治十三年に『大津日報』と合併して『滋賀日報』になります。しかし同紙は翌年には廃刊となり、『淡海日報』として再興されます。そして『江越日報』と改題して、明治十五年十二月まで発行を行っていたようです。それ以外にも多くの新聞は創刊されますが、長続きしませんでした。

こうした中で長命を保ったのが、明治二十二年二月に創刊された『近江新報』です。また大正十年（一九二一年）には『江州日日新聞』が創刊されます。前者は民政党系、後者は政友会系として政党内閣期には激しい販売競争を行っていたようです。

しかし『近江新報』が昭和十四年（一九三九年）に廃刊となり、また『江州日日新聞』は先に述べた戦時統合で『近江日日新聞』、第二次統合で『滋賀新聞』へと変わります。『滋賀新聞』は戦後も続いていたのですが、経営難で昭和三十年五月に停刊となります。その後、『滋賀日日新聞』として再発足しますが、再び経営難により、わずか四か月で停刊となりました。そして同紙は京都新聞社の傘下に入り、昭和五十四年に休刊となりました。

3 「県紙」がない県史はどいつの？

県史を書くにあたっては、その地域の出来事を細かく報じる「地方紙」の記事が重要です。しかし先にみたように、滋賀県には明治から現在まで続いている新聞社がありません。つまり明治期から昭和戦前期を通観できる「県紙」がないという問題です。前回の編さん事業でも、県内に体系だった新聞紙がなかったため、戦前・戦中については主に『大阪朝日新聞滋賀版』を使用していました^四。

そもそも新聞自体、読み捨てられることが前提であるため、新聞社以外では個人の家に偶然残された、あるいは地域の図書館が保管しているといった事情以外では残りにくいのです。実際、戦前に発行された滋賀県の新聞は、東京大学明治新聞雑誌文庫等の機関に少し残っている程度です。そこで今回の編さん事業では、『京都新聞』を中心に滋賀県関係記事を収集しています。その理由の一つは、同紙の前身が深く滋賀県と関わっていたことにあります。

4 京都の新聞社、滋賀県へ進出する

県内の多くの新聞が短命に終わる中、『滋賀新聞』以来の歴史をもつ『江越日報』も、明治十五年四月に休刊となります。この休刊に対して、県会報道に不便を感じた滋賀県会議員有志の依頼により、『京都新報』が『京都滋賀新報』へ改題することを予告して滋賀県に進出してきます^五。

この『江越日報』休刊の理由は不明ですが^六、おそらく同紙が集会条例を批判して、社主である山岡景命と仮編集長の岡崎照観、そして寄稿者である富田毎千代

・ 論 説



「改題ノ趣旨及目的」
『京都滋賀新報』1882年7月13日

同紙は、明治十七年十月に『中外電報』と改題し、翌年には姉妹紙の『日出新聞』を発行しています。この『日出新聞』は『中外電報』が停刊を命じられても、発行を続けるための身代わり紙だったようです。そして、この『日出新聞』が現在の『京都新聞』の前身となります^二。

以上のような理由もあって、今回の県史編さん事業では、明治前半期から滋賀県と関わりがあった『京都新聞』の記事を中心に収集しているのです。

5 京都の新聞から見える滋賀県

今回の新聞記事収集の成果の一部は、令和六年一月から開催中の第一回県史編さん企画展「新聞記事からみた明治の湖国」の中でご紹介しています。

この展示では、琵琶湖湖上交通の要となつた汽船会社設立やハワイ官約移民、第一回総選挙、天智天皇顕彰運動、滋賀県尋常中学校紛擾事件等の新聞記事を通じて、明治二十年代における滋賀県の政治・社会・文化にふれました。

例えば、明治二十三年に実施された第一回総選挙に関する新聞記事からは、当時の滋賀県における政治構造や暴力も含む激しい選挙運動が滋賀県においても生じていた様子がうかがえます。あるいは明治三十年一月に滋賀県尋常中学校（現・県立彦根東高校）で生じた教員一斉辞任事件の記事からは、辞職した教員の送別会が行われ、宴会では剣舞や生徒自ら作詞した歌「血の涙」が斉唱される等、当時の様子をありありとかがうことができます。

このように新聞記事は、過去の具体的な様相や政治・

社会の状況を今の私たちに伝えてくれます。そして、こうした情報の手がかりとなるとともに、滋賀県の近現代史を描くにあつた重要な材料となつて、県史編さんに役立つくれるのです。

（山口 一樹）

- 一 木村緑生「滋賀県新聞紙史」 社団法人日本新聞協会編『地方別日本新聞史』一九五六年、二七三頁。
- 二 滋賀県の新聞沿革については、前掲木村「滋賀県新聞紙史」以外に栗東歴史民俗博物館編『湖国の地方新聞』（一九九八年）等も参照しました。
- 三 内務省総務局図書課『第二図書課書目新聞雑誌之部』一八八六年、一七頁。
- 四 「凡例」滋賀県史編さん委員会編『滋賀県史昭和編』第二巻、滋賀県、一九七四年。
- 五 『京都新聞』一八八二年五月四日。
- 六 『京都新聞』同年四月二十五日。
- 七 『京都新聞』同年三月十四日。
- 八 『日本立憲政教新聞』同年二月十六日。
- 九 『京都新聞』同年五月五日。
- 一〇 『京都新聞』同年七月十三日。
- 一一 「本県報告は滋賀新聞会社及京都滋賀新報社に掲載」『明い131（68）』。
- 一二 京都新聞社史編さん小委員会編『京都新聞百年史』一九七九年、一一五、一三九～一四〇、一五二頁。

【資料紹介⑫】 県政百周年事業関係文書

滋賀県の誕生から百年を記念して、昭和四十七（一九七二）年に県政百年記念事業が実施されました。今回はその事業の経過をたどりつつ、当館が所蔵する関連資料の一部をご紹介します。

本資料群は、総務課が作成した一〇冊の簿冊からなります。内訳としては、①記念事業の検討と他県の記念事業の情報収集に関するもの【昭05-21】、②パンフレットの作成やポスターの作成、会場確保といった県政百年記念式典の準備作業に関するもの【昭05-22、25、28、30】、③郷土の百人の先覚者顕彰事業に関するもの【昭05-29】、④記念論文・作文事業に関するものに分類することができます【昭05-23、24、26、27】。

昭和四十六年から県庁内で記念事業の検討が開始されました。その際、同様の記念事業について、他の都道府県に照会し、青森県等七県から回答を得たようです。県庁は記念式典の開催日を九月二十九日とし、県庁各部署に記念事業案の提出を求めました。他県の事業を参照しつつ、具体的な記念事業の内容を決定したことがわかります【昭05-21】。

昭和四十七年に入ると、記念式典の準備とともに、記念論文・作文の募集も開始されました。論文の応募資格は一般県民で、主題は「県政百年にあたり、明日の郷土を考える」というものでした。作文の応募資格

は県下の小・中・高校の児童・生徒で、主題は「これからの郷土」または「わたしたちのびわこ」でした。入選各一点、佳作各二点とされ、応募総数は論文が四一点、作文が一七六点でした。入賞者は記念式において表彰されました【昭05-22】。

また、郷土百人の先覚者顕彰も実施されました。この事業では、明治から昭和にかけて、政治、経済、教育、文化といった幅広い分野で活躍した滋賀県出身の人物から郷土の先覚者を選定し、本人・遺族に記念品を贈呈のうえ、記念パンフレットに先覚者の一覧を記載しました。選定は県史編さん委員によって実施され、その際、各市町村から最低一名を入れること、各部門の先覚者の数を均等にするこ、とされました【昭05-22】。

県庁が記念式典で配布したパンフレットには、当時のミシガン州のウィリアム・ミリケン知事から届いた祝辞が掲載されました。滋賀県とミシガン州が姉妹県州となったのは昭和四十三年からであり、当時はまだ四年しか経過していませんでした。そのためミリケン知事は祝辞において、滋賀県が県政百周年を迎え、次の百年の歩みの中で姉妹県州としての関係が発展していくことを期待しました【昭05-25】。

記念事業の一環として、滋賀県史昭和編の刊行がありました。もともと昭和四十一年に調査が開始され、同四十三年の明治百年記念にあわせて刊行される予定でした。しかし、予定が変更され、県政百周年となる昭和四十七年の刊行とされました。この計画も修正され、記念式典では既刊の『滋賀県百年年表』が参加者に配布されることとなりました。最初の巻である第二

巻は、昭和四十九年に刊行され、国内外の図書館に寄贈されました【昭05-30】。

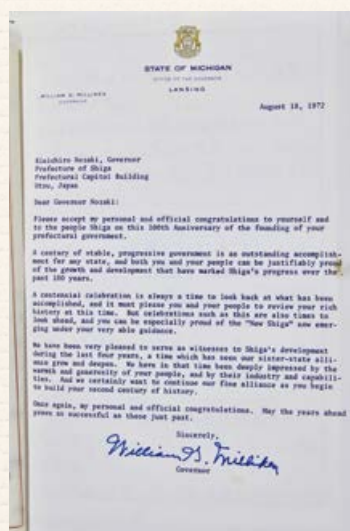
（中西友込）

【参考文献】

滋賀県史編さん委員会編『滋賀県史昭和編』第二巻、滋賀県、一九七四年



県政百年記念論文・作文募集のポスター
【昭05-22(31)】



ミシガン州知事から滋賀県知事への書簡
【昭05-25(1)】

社会事業団体関係文書

第一次世界大戦以後の日本では、経済の拡大とともに格差が広がり、官民双方において、貧困・社会問題に対応する必要性がより一層認識されるようになりました。そうした中、滋賀県庁内には大正十年（一九二一年）に、社会行政を担う部署として、社会課が設置されました。その結果、県では社会事業関係の文書が以前より多く作成されるようになったようで、当館には、様々な社会事業団体に関する文書が数多く所蔵されています。ここでは、それらの団体の文書をまとめた簿冊の概要をご紹介します。

取り上げるのは、「社会事業施設」【大そ49、昭そ32】という二冊の簿冊です。社会課が作成し、時期は大正十五年から昭和十一年（一九三六年）にわたっており、社会事業に関わる計一八の財団法人の設立申請書や規定変更申請書が綴じられています。当時の県内において、具体的にどのような団体や人物によって貧困・社会問題への対応が図られていたのかを知る手がかりとなる資料といえるでしょう。以下では、その中からいくつかの団体を見てみたいと思います。

①財団法人滋賀県社会事業協会【大そ49（30）】

社会事業の普及と発達を目的に掲げた団体です。大正七年の米騒動の際に用意された窮民救助資金を元手

に、翌年滋賀県救済協会として設立され、大正十三年に社会事業協会と改称されました。

会員は県内の社会事業団体や寄付者で構成されましたが、事務所は県庁内に置かれ、知事が会長を務める等、半官半民の性格をもっていました。県と社会事業団体間、または社会事業団体同士の意思疎通を図ることや、社会事業の助成、機関誌『共済』の刊行等が事業内容でした。

②財団法人彦根共存会【大そ49（37）】

彦根町で、貧困者救済等に取り組んできた団体です。大正十四年に設立され、昭和五年に財団法人となりました。設立には、安居喜八、前川善平、服部繁松等、当時町内「屈指の資産家」といわれた人物が関わっていました。

設立趣意書には、失業者等の困窮者が「近時著しく其数を加へて来た」こと、また「生活難」によって「近時社会を呪ひ富豪を呪」う雰囲気があるといったことが書かれています。そのような状況に対する危機感が、活動を行う背景にあったようです。

③川彦財団法人【昭そ32（2）】

昭和七年、滋賀郡小松村（現・大津市北部）出身で東京に出て水産加工佃煮販売業を営んでいた川端彦三郎が死去した際、その遺志を受け、遺財をもとに妻のマサが同村に設立しました。名称は彦三郎の名からとられたものと思われます。貧困者救助や軍人遺家族救護、罹災者救助、奨学資金助成等が事業内容でした。

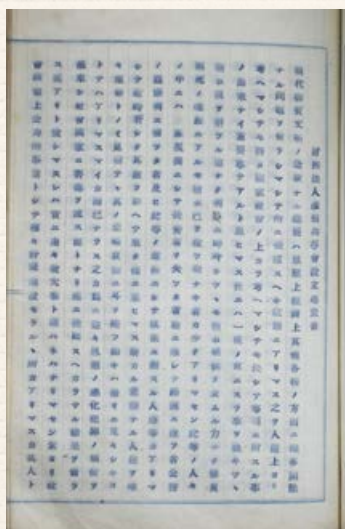
設立申請書に添付されているマサの履歴書には、大正十二年九月一日のこととして、「関東大震災火災に合ひ店舗全焼の難を受け」たことが記されています。こうした自身の関東大震災被災の経験も、設立の動機に関係しているのかもしれませんが。

④財団法人米久報徳会【昭そ32（1）】

昭和五年に、蒲生郡苗村（現・竜王町地域）出身、東京在住の竹中久太郎が地元で設立した団体です。竹中は蒲生地域に土地をもつ地主であり、また、東京で牛肉店「米久」を営んでいました。団体の資金には、竹中の寄付金と彼が団体に提供する田地の小作米収入が充てられました。青年の集会所および図書館の経営、農繁期託児所の経営、窮民救助、学資貸与等が事業内容でした。

当館ではほかに、主に記号「そ」（厚生）に分類されるものとして、社会事業に関わる文書を多数所蔵しています。あわせてご活用ください。

（吉原 徹平）



財団法人彦根共存会設立趣意書
【大そ 49(37)】

催し物案内

【企画展】

・「新聞記事からみた明治の湖国」

1月22日(月)～5月23日(木)

県史編さんで収集した新聞記事や関連する歴史公文書から、第一回総選挙やハワイ移民等のトピックスを通じて、明治二十年代前後の滋賀県を振り返ります。



利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。

・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。



- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。

滋賀のアーカイブズ 第15号 令和6年（2024年）3月31日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel：077-528-3126

Fax：077-528-4813

Mail：archives@pref.shiga.lg.jp